

# 意見書

平成20年6月23日

総務省情報通信政策局  
放送政策課 御中

郵便番号 141-0031  
住所 とうきょうとしながわくにしごたんだ  
東京都品川区西五反田7-13-6  
氏名 ケーブルテレビ無線利活用促進協議会  
りじちよう やすだ やすひこ  
理事長 安田 靖彦

「携帯端末向けマルチメディア放送サービス等の在り方に関する懇談会」報告書案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

**【要旨】**

地上アナログテレビジョン放送の周波数跡地につきましては、通信・放送融合の流れや国民のニーズを考慮し、最大限に有効な利用を行うことが望まれます。現在、国民の多くが携帯電話を所有していることや、ゲーム機、映像・音楽のポータブルプレーヤーの普及度を勘案すれば、「携帯端末向けマルチメディア放送」として当該周波数を利用することは適当であり賛同をいたします。特に、今回、実現する放送として、「全国向け放送」「地方ブロック向け放送」のほかに市町村単位をエリアとした「新型コミュニティ放送」について提案されておりますが、「地域住民の安全・安心の確保」「地域振興」の観点で歓迎すべきことと考えます。今後、周波数割り当てのあり方など継続して検討していただきますようお願いするしだいです。

## 意見 1

### 【該当箇所】

13～15ページ

### 第2章 実現する放送

新たな放送をどのような放送として ～ それぞれ、次のとおりである。

(表)

### 【意見】

- 現在、地球温暖化による異常気象、大地震が想定されるなか、地域住民の安心・安全を確保するために、正確かつリアルタイムの防災情報を地域住民に提供することが重要であります。これを実現するためのICTサービスとして、地域（市町村）単位での携帯端末向けのコミュニティ放送は、リアルタイム性や汎用性の面で有効であると考えます。
- また、昨今「地域格差」が進行するなか、「地域再生」を目的として、住民にニーズにあったICTサービスを提供することが重要と考えます。「行政」「観光」「地域イベント」「交通」などの地域情報を、あまねく地域住民にタイムリーに提供できることは、地域住民にとって有用であり、これを実現する方法として携帯端末向けのコミュニティ放送は有効であると考えます。
- 以上より、今回報告書（案）において、実現する放送の一つとして、市町村単位をエリアとした「新型コミュニティ放送」について提案されたことに対して賛同するとともに、今後もさらに検討を深めていただきたいと考えます。

## 意見2

### 【該当箇所】

20 ページ 12～14行

第3章 周波数の割当て

2. 割当て周波数の検討

(2) 実現する周波数ごとの周波数の割当て

① 比較的狭い地域を対象とした放送を行うため、事業採算性を確保することが困難であり、受信端末が十分に普及していない段階で事業を開始する場合、そうした傾向が一層強まること、

### 【意見】

- 「新型コミュニティ放送」においては、主に地域に必要な防災、行政、交通など、日常の地域情報を流すことが想定され、多くの場合、直接の営利性は排除したコンテンツであります。したがって、自治体自らがサービス提供したり、地域密着型の既存事業者が既存事業の延長でサービス提供することが考えられ、単独での事業採算性とは無関係にサービス提供することが多いと思われます。このことから、「新型コミュニティ放送」に専用周波数を割り当てない理由の一つとして事業採算性が確保できないとの記載は削除していただきますようお願いいたします。

### 意見3

#### 【該当箇所】

20ページ 15～17行

#### 第3章 周波数の割当て

##### 2. 割当て周波数の検討

##### (2) 実現する周波数ごとの周波数の割当て

② 地域のニーズや地域の経済力の違いにより、実際に実現が見込まれるコミュニティエリアの数は限定的であることから、こうした放送について専用の割当周波数を確保しておくことは周波数の利用効率が悪い（死蔵の可能性が高い）こと、

参考資料3：27～30ページが該当

#### 【意見】

- 「新型コミュニティ放送」は、各市町村という狭いエリアを対象としているため、それに見合った小出力の電波を想定してシミュレーションし、周波数利用効率について判断すべきと考えます。例えば、数十mWの小出力の送信局を、有線ネットワークを利用しながら複数設置してSFNを実現することにより、他エリアへの干渉を最小限にした市町村内のエリアカバーが実現できます。また、1エリアは1ch利用とした場合、5ch程度あれば全国の市町村において、「新型コミュニティ放送」が可能になるのではないかと考えます。「新型コミュニティ放送」への専用周波数割り当てについて改めて検討していただきますようお願いいたします。
- 周波数の有効利用がなされるかの判断は、電波が発射されるエリアではなく、多くの利用者が有効に利用するかどうかで判断されるべきです。「新型コミュニティ放送」が、多くの市町村において住民の生活利便性を向上させるものであれば、一部の市町村で電波利用されていなくとも、周波数の有効利用はなされていると考えます。一部地域で死蔵することを理由に、全国一律に専用周波数を割り当てないとの考え方は、地域事業者の無線事業への参入障壁になるとも考えます。したがって、地域事業者への周波数割り当ての是非については、地域事業者の意思や地域のニーズを十分勘案して判断していただきますようお願いいたします。

#### 意見4

##### 【該当箇所】

21 ページ 17～20行

第3章 周波数の割当て

2. 割当て周波数の検討

(3) V-L O W、V-H I G Hの割当ての考え方

・「全国向け放送」は、主に携帯電話端末での受信を前提とした、携帯電話との関連性の高いビジネスモデルが想定され、現時点で参入を希望している事業者も基本的にはそのように考えていることから、携帯電話端末へのアンテナの内蔵が可能と見込まれる周波数帯域を割り当てるのが適切であること、

##### 【意見】

- 「新型コミュニティ放送」は、前述のとおり、日常の地域情報を地域住民に無償で提供すること基本としていることから、住民の多くが受信可能な端末を有していることが必要であり、多くの国民が所有する携帯電話端末で受信できることが必須となります。したがって、全国向け放送と同様に、「新型コミュニティ放送」も携帯電話端末に受信機能が搭載されるべきと考えます。そのために、V-H I G Hの周波数を利用することが前提条件であるのなら、「新型コミュニティ放送」においてもV-H I G H帯の専用周波数が割り当てられるべきと考えます。

以上